

都市計画決定後長期にわたり事業着手がなされていない都市計画道路の見直しについて

対象受検機関：都市整備部交通道路室、都市計画室、用地課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 都市計画道路の見直しの状況</p> <p>(1) 平成15年度から18年度における見直し 府は、平成12年度末時点で約2,425キロメートル(大阪市域を除く。)の道路を都市計画決定していたが、このうち約3割の都市計画道路は都市計画決定から長期間にわたり事業に着手(※)できていない状況であった。 これらの路線のうち、社会経済情勢の変化を受けて必要性が低下した路線を廃止するため、平成15年3月策定の「大阪府都市計画道路見直しの基本的指針」に基づき、平成15年度から18年度まで、府内全域の都市計画道路の見直しを順次進めてきた。結果、68路線(90.5キロメートル)を廃止した。</p> <p>(2) 平成23年度以降における見直し 財政の制約等により、都市計画道路の整備ペースが急激に鈍化した結果、未着手(※)の都市計画道路が数多く存在し、また、未着手の期間も長期化している。更に、社会経済情勢の変化に伴い、今後は、効率的・効果的な選択と集中により質的充実を図っていく必要性が高まっている。 このような状況を踏まえ、都市計画決定後長期にわたり事業着手がなされていないものについて、計画の必要性、事業の実現性を再検証し、計画の「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定するための基本的な考え方を示す「都市計画(道路)見直しの基本方針」を平成23年3月策定した。 この方針に基づき、平成23年度から、未着手の231路線(約470キロメートル)を対象に関係市町と協議を実施し、廃止・存続等の方向性を整理し、平成26年8月までに24市4町において、97路線(約170キロメートル)を廃止した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 建設事業評価の審査を経て予算化された後、本格的な用地調査や用地買収を開始した時点を事業の「着手」という。それ以前は、用地を先行的に買収していたとしても「未着手」という。</p> </div> <p>2 都市計画道路の見直し(平成23年度以降)の方法等</p> <p>(1) 未着手の都市計画道路について、路線ごとに「必要性」と「実現性」の視点から検討している。 「必要性」は、交通処理機能や交通安全機能、防災機能等について評価される。「実現性」は、現在の投資余力を前提として概ね30年以内に事業着手が可能であるか、事業・構造の問題がないか等について評価される。これら評価の結果を「見直しカルテ」としてとりまとめ、「存続候補」「廃止候補」の判定を行っている。</p> <p>(2) 「廃止候補」と判定した路線は、地元市町と協議し、協議が整ったものについ</p>	<p>1 都市計画道路の「定期的な見直し」については、概ね10年に一度を目途としているが、「必要性」を評価する大きな要素となる交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)の結果に基づく将来交通量推計が概ね5年に一度実施されている。 また、「実現性」を評価する基準を「概ね30年以内に事業着手」としているが、社会経済情勢の変化を考慮すると、概ね30年は、事業の実現可能性を判断する基準としてはあまりにも長い。</p> <p>2 事業着手がなされていない都市計画道路における先行取得用地(買収済用地)は、多くは長期にわたり活用されていない状況にある。しかし、路線ごとに買収済用地の状況(場所、面積、簿価等)や、事業着手までの活用方法等に関する情報が府民に公表されていない。</p>	<p>都市計画道路の見直しについては、概ね10年に一度にとらわれず、「適宜必要な見直し」に努められたい。 また、「実現性」の評価基準である「概ね30年以内に事業着手」については、その妥当性を検証し、見直しをされたい。</p> <p>都市計画道路の整備や見直しに関する府民の関心を高めるため、都市計画道路における先行取得用地(買収済用地)の状況等を、わかりやすく府民に公表することについて検討されたい。</p>

て、地元説明会を行い、都市計画審議会の審議を経て、都市計画の変更（廃止、一部区間の廃止、延長の変更、幅員の変更等）が行われる。

(3) 都市計画道路の定期的な見直しは、概ね10年に一度を目途としているが、今後の社会情勢の変化を注視し、定期的な見直しだけでなく、適宜必要な見直しを実施していくとしている。

(4) 都市計画道路見直し結果の情報開示については、都市計画審議会において計画の変更が決定されたとき、当該路線名、告示日、所在地、及び延長等が公表（公報登載及び大阪府ホームページへの掲載）されている。

3 未着手の都市計画道路における先行取得用地

大阪府は、かつて、「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年6月15日法律第66号）に基づき、都市計画区域内の土地等の先買い（任意買収）を行ってきた時期がある。

未着手の都市計画道路（路線及び区間）についても先行取得用地があり、取得時から概ね40年経過している土地がある。

監査において2路線を抽出して確認した結果は、次の状況となっている。

(平成27年8月現在)

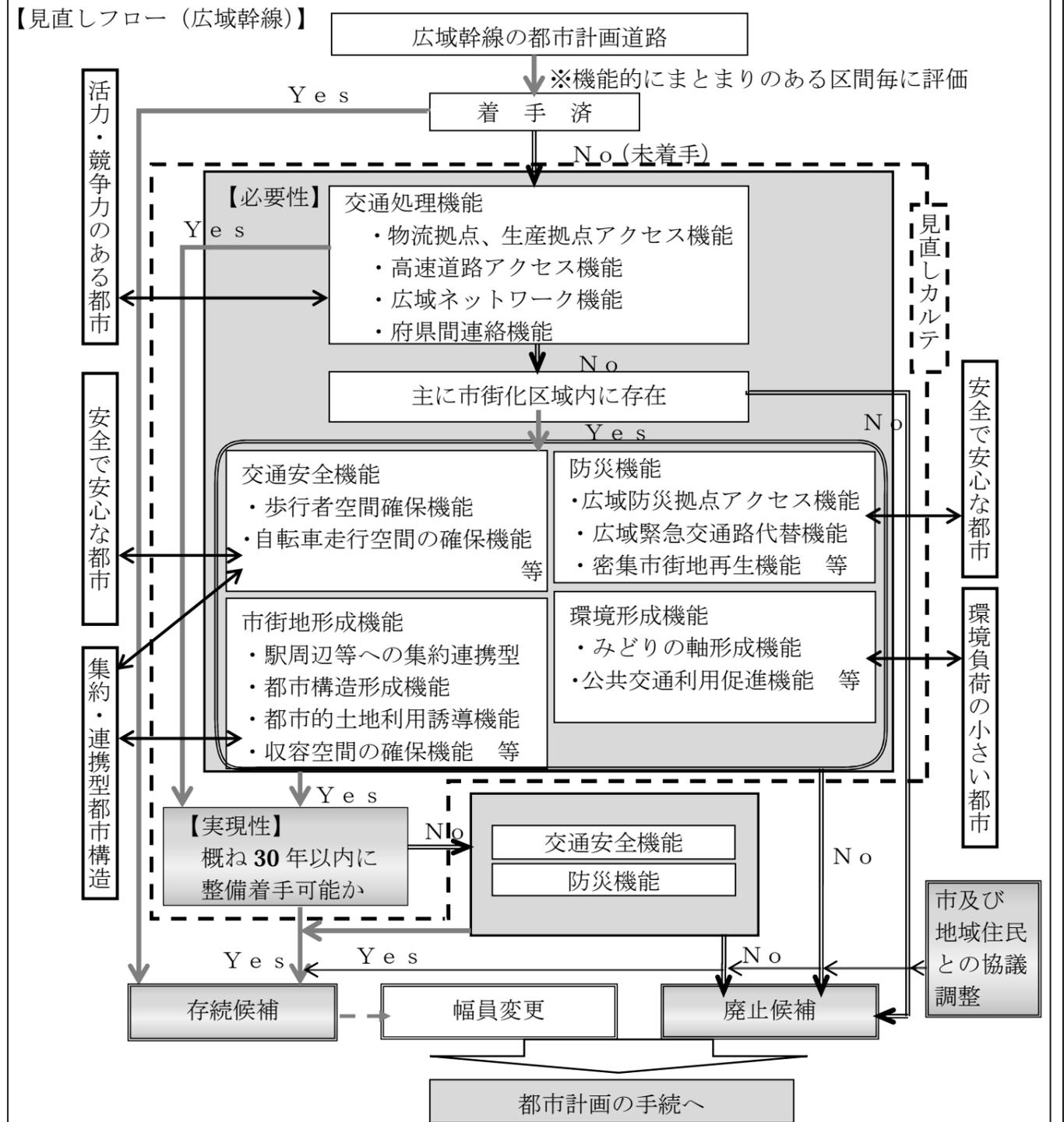
路線	取得金額	面積	用地買収率	取得開始年
A路線	2,506,592,356円 (注1)	32,615㎡	11.7%	昭和48年
B路線	1,981,814,004円	65,884㎡	8.9%	昭和51年

(注1) A路線には、大阪府土地開発公社が保有する先行取得用地195,477,036円が含まれている。

なお、上記の表には大阪府が大阪府土地開発公社より先行取得用地を買戻す際に発生する金利及び事務手数料は含んでいない。

(注2) 先行取得用地の年間維持管理費は、約550万円である。

(注3) 上記先行取得用地が活用された実績は、平成26年度の公募によるA路線用地の貸付5件（年間255万円）となっている。



措置の内容

都市計画道路の見直しについては、平成23年3月策定の「都市計画（道路）見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）に沿って、現在、10年に一度の「定期的な見直し」を鋭意進めているところである。また、これと並行して適宜「必要に応じた見直し」を実施しており、平成29年度については、3市町にまたがる都市計画道路大阪岸和田南海線を廃止し、泉州山手線について計画内容（延長、車線数、幅員及び構造形式等）の見直しを行った。（平成30年2月9日大阪府都市計画審議会答申）

また、「実現性」の評価基準である「概ね30年以内に事業着手」については、パブリックコメント及び都市計画審議会における意見聴取を経て算定した現行基準であり、その妥当性については次期の定期的な見直しに向け他の基準等と併せて包括的に検証し、必要に応じた見直しを行う。

なお、先行取得用地の状況（場所、面積）については、都市計画道路の整備や見直しに関する府民の関心を高めるため、平成28年3月から、各土木事務所のホームページで公表している。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月5日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）